

大分大学医学部看護学科

新型コロナウイルス感染症 COVID-19 に対応した看護学科教育活動指針（第 10 版）

＜方 針＞

看護学科では、大学全体・医学部の方針に基づき、講義・演習、臨地実習等の教育活動において COVID-19 等の感染防止に努めるとともに、学生に不利益の無い学習環境の保証を図る。

I. 学内ルールの把握と遵守

- ・ COVID-19 対応に関する連絡は、学務課が G メールで一斉送信する。学生は、通知内容を必ず読み理解する。
- ・ 最新の「新型コロナウイルス感染症対応フローチャート（医学部学生用）」にそって行動する。
- ・ 大分大学および医学部の公式ホームページにおいて、適時、更新内容を確認する。

II. 基本的感染予防行動

1. 健康観察と記録

- ・ 発熱や倦怠感等、感染徴候の変化を自覚した場合、体温測定を行い、健康観察を行う。
- ・ 医学部ホームページの COVID-19 特設サイトに、年間の健康管理記録フォームをアップしている。各自でダウンロードし、健康観察記録として活用する。
- ・ 同居者等、長時間生活や行動を共にした人の健康状態についても留意する。

2. マスクの着用

- ・ 医学部キャンパス内でのマスク着用に関するルールを遵守する。
- ・ 普段の生活では、厚生労働省が推奨するマスク着用の留意点にそって行動する。

3. 基本的な感染予防

- ・ 手指衛生（手洗い、速乾性アルコール製剤による擦拭）の実施
- ・ 室内の換気
- ・ 3 密（密閉、密集、密接）の回避

Ⅲ. 講義・演習の基本方針

1. 登学せず自宅待機が必要な場合

- ・大分大学「新型コロナウイルス感染症対応フローチャート（医学部学生用）」最新版にそって行動する。
 - ①発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、のどの痛み等）、味覚・嗅覚異常、頭痛、倦怠感等、何らかの体調不良を認め、医療機関を受診するまでの間
 - ②新型コロナウイルス感染症の陽性者（医学部が指定する期間）
- ・不明な点があれば医学部学務課に連絡する。

2. 濃厚接触者の場合

- ・濃厚接触者の定義
陽性者の発症 24 時間前以内に陽性者と両方がマスク無しで 15 分以上の接触があった人
- ・大分大学「新型コロナウイルス感染症対応フローチャート（医学部学生用）」最新版にそって行動する。

3. 受講する上での感染予防

- ・感染予防策（十分な換気、手洗い等）を実施した上で、可能な限り対面形式で行う。
- ・グループワークや技術演習等、近い距離での会話を伴う場合、マスクを着用することが望ましい。

Ⅳ. 臨地実習の基本方針

1. 実習前～実習中の健康管理・報告

- ・実習 1 週間前より、自身の健康状態（同居者を含む）や行動（不特定多数が利用するアルバイト、課外活動、複数人との飲食、カラオケ等）に十分に留意する。
 - 学生：感染に関する心配があれば、実習の科目責任者に相談する。
 - 教員：必要時、実習 1 週間前からの健康状態や行動について確認する。
- ・実習中は、不特定多数が利用するアルバイト、3 密な状況での課外活動、複数人との飲食、カラオケ、不特定多数が集まるイベント参加等においては、感染リスクを十分に考え行動する。
- ・実習中は、学生・教員ともに、毎日、朝・夕 2 回、体温測定と健康観察を行い、健康管理記録用紙に記録する。

- ・次の①②の場合、登学をせず自宅待機の上、速やかに自宅から教員に連絡する。また、大分大学「新型コロナウイルス感染症対応フローチャート（医学部学生用）」最新版にそって行動する。

①発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、のどの痛み等）、味覚・嗅覚異常、頭痛、倦怠感等、何らかの体調不良を認める場合

②濃厚接触者となった場合（症状がなければ登学可・実習可であるが、登学前に教員に状況を報告する。状況や実習施設によっては、学内実習等に切り替えることもある。）

- ・実習後の夕方以降、体調不良が生じた場合、速やかに教員に連絡する。
- ・日々の実習開始時、学生は、教員 and/or 実習指導者に、健康管理記録用紙をもって健康状態を報告する。

2. 安全な実習にむけた実習施設・部署との協議および学生との共通理解

【教員】

- ・実習施設・部署の実習指導者に大学の方針を説明し、感染予防策や実習方法について十分に話し合う。
- ・原因不明の発熱、呼吸器症状等のある患者・クライアントと学生の接触は避けるよう留意する。
- ・感染予防策や実習方法の変更・留意点があれば、適時、学生に十分説明をする。

【学生】

- ・教員や実習指導者から、実習施設・部署の感染予防策や実習方法に関する説明をよく聴き、理解するよう努める。

3. マスクの着用

- ・マスクの着用は、実習施設の方針に則る

4. 感染予防策の実践

- 標準予防策（スタンダードプリコーション）の実行
 - ・手洗い励行、手指消毒の実施
 - ・使用前後の聴診器、血圧計等の器具の消毒
- 環境づくり
 - ・カンファレンスや記録等で教室を利用する場合、換気を十分に行い、3密を回避する環境をつくる。
- 昼食・休憩時の行動
 - ・昼食・休憩の際、十分な換気と3密を避けた場所を選ぶ。適宜マスクを着用する。
- 白衣・靴下・ナースシューズの清潔な管理
 - ・白衣は、毎日交換する。

- ・実習終了後は、速やかに着替え、不用意に白衣姿で構内を歩かない。
- ・白衣やシューズが体液、排泄物、分泌物で汚染した場合、教員に相談し、実習室で適切な方法で洗濯・消毒する。

V. COVID-19 に関連する誹謗中傷防止

- ・COVID-19 の感染・発症（疑いを含む）した人に対して、尊厳を守り、誹謗中傷をしない。
- ・感染・発症に関する不安や心配、悩みがある場合は、抱え込まず、保健管理センターや教員に相談する。

VI. 教員間の連絡・報告

1. 看護学科長⇔教員

- ・看護学科長は、必要時、大学や保健管理センター、附属病院看護部等の情報を教員に伝える。

2. 実習部会⇔教員

- ・臨地実習において、実習方法の変更がある場合、実習部会に報告する。
- ・実習部会は、実習方法変更の実態を集約し、適時、学科会議等で報告する。